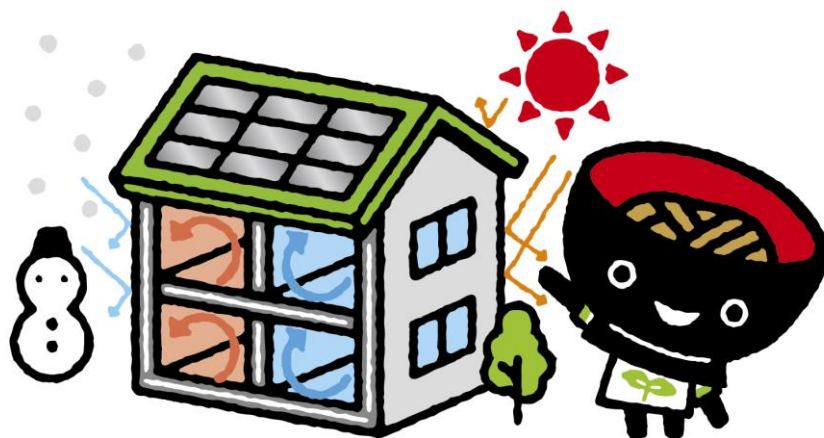


事業者向け自家消費型太陽光発電設備 設置費補助金

(令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算)

申請の手引き



岩手県
令和7年3月

1 事業の目的

県内における産業部門の脱炭素化の推進を図るため、県内の事業者が行う一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備を設置する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 予算

令和6年度補正予算：24,380千円（2,438万円）

令和7年度当初予算：100,000千円（1億円）

※ 本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用して実施するため、他の国・県補助金を併用することは出来ません。ただし、市町村独自の予算を活用している補助金との併用は可能です。

なお、予算額は、国の交付金の内示額の状況により、変更となる場合があります。

3 公募期間等

(1) 公募期間

令和7年3月27日（木）から令和7年12月15日（月）まで

申請に係る審査は、下記ア～ケの各期間後、「4 交付決定」のとおり行い、各期間の審査後、補助金の交付申請額が予算額に達した場合は、受付終了とします。

ア 令和7年3月27日（木）～ 令和7年4月25日（金）

イ 令和7年4月28日（月）～ 令和7年5月23日（金）

ウ 令和7年5月26日（月）～ 令和7年6月27日（金）

エ 令和7年6月30日（月）～ 令和7年7月25日（金）

オ 令和7年7月28日（月）～ 令和7年8月29日（金）

カ 令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月26日（金）

キ 令和7年9月29日（月）～ 令和7年10月31日（金）

ク 令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月28日（金）

ケ 令和7年12月1日（月）～ 令和7年12月15日（月）

※ 事業着手予定日は、申請日から起算して20日を経過した日以降としてください。なお、交付決定後はいつでも事業着手可能です。

(2) 提出方法

郵送又は持参で提出してください。

(3) 提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県 環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

(4) 書類の不備等があった場合は受付できませんので御留意願います。

4 交付決定

公募期間内の申請について、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、次に定める交付決定の順位により予算の範囲内で補助金を交付します。

区分	基準
交付決定の順位	出力 [kW] の大きい順 (20kW 以上、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計

した値。小数点以下切捨て)

※ 3 (1) ア～ケの各期間において、申請額が予算額を超えた場合で、上記交付決定の順位が同じである場合は、抽選により予算の範囲内で補助事業を選定します。

5 補助対象者

県内事業者（岩手県内に事業所等を有し、事業活動を行っている者）が対象です。

また、次の要件を満たす必要があります。

- ・ 今後も継続的な事業活動を行うものであること
- ・ 対象設備に関して、国が交付する他の補助金を受けていないこと
- ・ 県税を滞納していないこと

6 補助対象事業

(1) 対象設備は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2(2)ア(ア)に掲げる設備とします。

国実施要領において交付要件が定められています。申請前に必ず交付要件を確認してください。

国実施要領 URL :

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

国実施要領別紙2

2 重点対策加速化事業

(2) 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）

(2) 次のア、イのいずれかを満たすこと。

ア 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 50%以上を自家消費すること。

イ 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

(3) 県内事業者から購入して自ら設置工事を行う、又は県内事業者へ設置工事を発注すること。

(4) 交付申請時に事業着手*しているものでないこと。

※ 対象設備の導入に必要な機器の購入及び設置工事に係る契約書等の発行日

(5) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律等第108号）第9条第4項に基づく FIT 又は FIP の認定を取得しないこと。

(7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。

(8) 太陽光発電設備（本事業で設置する設備）により発電した電力量を把握できる設備を備えること。

(9) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

7 PPA 及びリース

- (1) 県内の PPA 事業者及びリース事業者に限ります。
- (2) 需要家については、PPA 及びリースのいずれについても県内に設置される太陽光発電設備であることを条件とします。
- (3) PPA モデルの場合、PPA 事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除することとします。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備することを条件とします。
- (4) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除することとします。リース料金から補助額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備することとします。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保することを条件とします。

8 補助対象経費及び補助率等

(1) 補助対象経費

補助対象経費は次の表に掲げる経費です。なお、消費税及び地方消費税は補助対象経費としません。

補助金交付申請時に提出する「見積書及び見積明細書の写し」は、下の表の項目に従って記載してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接 工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接 経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必

			<p>要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。))、</p> <p>④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）</p>
	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及び試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。</p> <p>PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。</p>

事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。
-----	-----	--

(2) 補助率・上限額

中小事業者等	: 出力(※)に1kW当たり5万円を乗じて得た額(上限額50,000千円)
中小事業者等以外	: 出力(※)に1kW当たり3万円を乗じて得た額(上限額30,000千円)

※ 各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。

【解説】

1 「中小事業者等」とは、次の(1)または(2)に当てはまる事業者で、岩手県内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者としています。

(1) 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかが、下表の数値であること。

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④以外の業種)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業	5,000万円以下	100人以下

※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の規定によるもの

(2) 事業所等の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500k1未満であること。

※年間のエネルギー使用量(原油換算値)は、下記の「エネルギー使用量の簡易計算表」等で計算し、確認してください。

<令和7年度事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置事業>

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/saiene/1067113.html>

※(1)に該当しない法人(例:大企業、一般社団法人、医療法人、社会福祉法人等)であっても、(2)に該当すれば対象となります。

※ここで言う「事業所等」の例は次のとおりです。

- ア 工場、作業場、店舗、事務所等の建物
- イ アに付随する倉庫、駐車場等
- ウ 住宅と一体の店舗にあっては、その店舗部分
- エ 不動産賃貸業における賃貸物件にあっては、その共用部分
- オ その他、これらに類する施設と認められるもの

9 省エネ効果に関する情報発信と県事業への積極的な協力等

補助金の交付を受けた翌年度から2年間、社外への情報発信、従業員の意識啓発を行うとともに、省エネ効果のデータを県へ報告するなど御協力をいただきます。

- (1) 社外への情報発信
以下のことについて、ポスターの掲示や業界団体の会誌への掲載等により、情報発信を行ってください。
 - ・県の補助金を活用して設備更新をしたこと
 - ・具体的な省エネ効果及びそれに伴う経費節減効果
- (2) 従業員の意識啓発
従業員に対し、社内の省エネ取組や、従業員の各家庭での省エネ取組を促してください。
- (3) 県への定期的な報告
具体的な省エネ効果及びそれに伴う経費節減効果の詳細なデータ、(1)(2)の取組内容について、毎年県へ報告してください。
- (4) 県事業への積極的な協力
事例発表やデータの公表など、県が行う温暖化対策の各種事業に対して、積極的な協力をお願いします。

【解説】

- (1) 情報発信の方法としては、窓口や応接室など来客の目に触れやすい場所へのポスター掲示、来客者に配布するリーフレット等への印刷、業界団体の会誌や広報誌への掲載、会社のホームページへの情報掲載などが考えられます。
- (2) 従業員への意識啓発としては、社内での省エネ勉強会等の開催や、家庭のエコチェック（後述）を従業員に配布して各家庭での取組を記入してもらうこと等が考えられます。
＜家庭のエコチェック＞
家庭でできる省エネ取組をチェックするアンケートです。
以下で簡単にチェックできますので、ぜひご参加ください。
<https://www.co2-diet.com/home/>
- (3) 上記(1)(2)の実施内容について、その状況が分かる資料や写真等を、定期的に県へ報告していただくものです。また、設備導入後の毎月のエネルギー使用量とそれに係る経費額のデータを、所定の様式に記入のうえ県へ提出していただきます。
- (4) 県が主催するセミナーや説明会での事例発表、イベントでの掲示用資料の作成、また事例集の作成に、積極的にご協力いただくものです。

10 財産処分について

補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数期間中は財産処分してはならないものとします。

- (1) 法定耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する償却期間は業種・設備の種類によって異なります。

【例】 国税庁WEBサイトより

自動車製造業を営む法人が、自社の工場構内に自動車製造設備を稼働するための電力を発電する設備として設置した風力発電システム又は太陽光発電システムの耐用年数は何年ですか。

- 風力発電システム及び太陽光発電システムに係る耐用年数は、いずれも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第2「23 輸送用機械器具製造業用設備」の9年が適用されます。

実際に導入する設備の耐用年数が何年になるかは、以下等を参考に、各自ご確認ください。また、不明点については管轄の税務署にお問い合わせください。

《令和6年分確定申告書等作成コーナー よくある質問 耐用年数表》

<https://www.keisan.nta.go.jp/r6yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokya/kuhi/taiyonensuhyo.html>

(2) 関係書類の保管

補助事業者は、この補助金に係る書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。

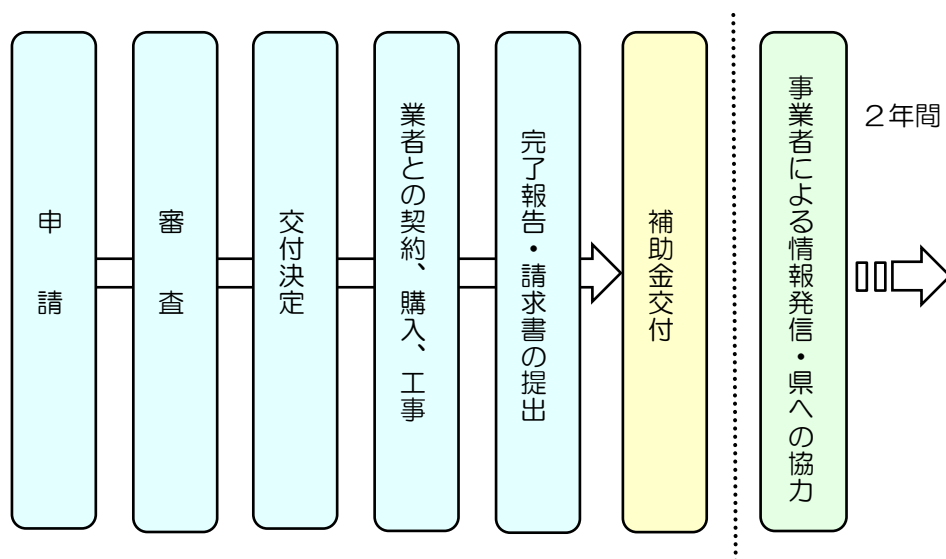
(3) 財産処分に係る申請等

補助事業者が、この補助金により取得した設備の財産処分を行う場合は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）に定める財産処分の承認を県に申請しなければいけません。

1.1 事業の流れ、申請方法等

(1) 事業の流れ

【事業フロー】



(2) 事業実施期間

申請者の事業実施期間は、以下の事業着手日から事業完了日までとします。

事業着手日：設備の購入及び設置工事に係る契約書等の発行日

事業完了日：工事完了日又は支払い義務額を支払った日のいずれか遅い日

【解説】

1 事業着手日について

- ・ 「契約書等」とは、契約書以外に、「発注書・発注請書」及びそれに類する書類を含みます。発注書・発注請書の取り交わしにより契約と見なした場合、「発注請書の発行日」を事業着手日とします。
- ・ 設備の購入と設置工事を別の業者に委託する場合など、契約書等が複数取り交わされた場合には、全ての契約書等のうち最も早い発効日を事業着手日とします。
- ・ 事業の着手は、必ず交付決定日以降としてください。

2 事業完了日について

- ・ 工事完了後に支払い義務額を支払った場合は支払日が事業完了日となり、代金先払いの場合は工事完了日が事業完了日となります。
- ・ 設備の購入と設置工事を別の業者に発注し、別々に代金を支払った場合には、全ての支払日のうちのうち最も遅い日を「支払い義務額を支払った日」とします。

(3) 申請方法等

① 申請

以下の書類を提出します。

ア 提出書類

- ・ 事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第1号別添1）
- ・ 会社概要（会社案内のパンフレット等）
- ・ 補助対象設備設置位置の平面図
- ・ 導入設備のメーカーや仕様、能力等が分かる資料（カタログ等）
- ・ 見積書及び見積明細書の写し
- ・ 工程表
- ・ 設置予定箇所現況写真
- ・ 県税納税証明書（県税について未納の額が無いことの証明書）の写し
- ・ 補助金振込口座の通帳の写し
- ・ PPAの場合のサービス料金、リースの場合のリース料金から補助金額相当分が控除されていること及び法定耐用年期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- ・ 中小企業者以外にあっては年間のエネルギー使用量（原油換算値）が確認できる書類
- ・ その他必要な書類

イ 提出期限

3（1）に記載する公募期間を必ずご確認ください。

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送又は持参で提出してください。

② 審査・交付決定

「4 交付決定」のとおりです。

③ 対象設備導入に係る業者との契約及び設備導入工事

ア 事業の着手

設備の購入及び設置工事に係る契約を業者と締結します。その後、設備の導入工事を行います。なお、事業の着手は、必ず②の交付決定後に行ってください。

イ 事業の変更

事業を変更（中止・廃止等を含む）する場合は、事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を変更（中止・廃止）の理由が生じた日から30日以内に県へ提出する必要があります。

【注意】

次に掲げる事項が生じた場合、事業の変更（中止・廃止）承認申請を行う必要があります。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
- (4) 補助金額の増減を伴う変更

※ 事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県へ報告し、その指示に従ってください。

※ 上記以外の変更であっても、導入設備の変更等により省エネルギー効果や設備能力が変わる場合には、補助対象外となる可能性があります。

※ 設備、経費、施工時期などが、当初の予定と変わることが判明した場合は、速やかに県へ報告し、その指示に従ってください。

④ （完了報告）請求書の提出

次の書類を揃え、（完了報告）請求書を提出します。

ア 提出書類

- ・ 事業者向け自家消費型太陽光発電設備費補助金交付（完了報告）請求書（様式第3号）
- ・ 設備の購入及び設置工事に係る支払い義務額を支払ったことを示す書類（領収書等）の写し
- ・ 設備の購入及び設置工事に要する経費の内訳が確認できる書類（明細書等）の写し
- ・ 設備の購入及び設置工事に係る契約が確認できる書類（契約書等）の写し
- ・ 設備設置後の状況が確認できる写真
- ・ PPA、ファイナンス・リース契約書の写し（PPA・ファイナンス・リースに該当する場合）

- ・ その他必要な書類
- イ 提出期限
事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は事業実施年度の 2 月末日のいずれか早い日とします。

【注意】

上記の提出期限を越えた場合、補助金が交付されない場合があります。提出期限は厳守してください。

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

郵送又は持参で提出してください。

⑤ 補助金の交付

県は、書類が提出され、内容を審査し、適正であると判断された場合、補助金を交付します。

1 2 事業の実施後の留意事項

(1) 事業実施後の県事業への協力等

「9 省エネ効果に関する情報発信と県事業への積極的な協力等」のとおり、社外への情報発信、従業員への意識啓発、県へのデータ提供、県事業への積極的な協力を行うものとします。

(2) 立入検査等

県は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその設置場所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがあります。

<問合せ・申請先>

岩手県環境生活部環境生活企画室 グリーン社会推進担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話：019-629-5271 FAX：019-629-5334 E-mail：AC0001@pref.iwate.jp